

# **マイナンバー制度対応と 地域情報プラットフォームの活用 - 特定個人情報の安全管理 -**



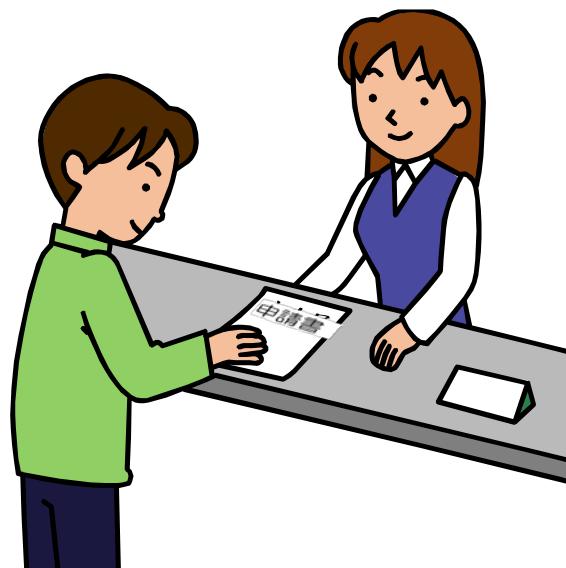
**2015年2月18日  
一般財団法人 全国地域情報化推進協会**

# 個人番号の利用が始まる

## – 個人番号利用事務実施者 –

あなたは

# 「個人番号利用事務 事務取扱担当者」



ですか？

## 別表1 + 独自の条例

「個人番号利用事務」



# 個人番号の利用

## 別表第一 1~97

		八 市町村長	給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九 都道府県知事、市長（特別 福祉法（昭和二十六年法律第 四十五号）に規定する福祉に		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

# 個人番号の利用

「個人情報を効率的に検索し、  
及び管理する」



# 本人確認義務(第十六条)

## 例えば、本人確認義務が生じます

個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



ICチップの中にも券面の情報  
公的個人認証の証明書も搭載

カードの裏面に  
マイナンバー

出典:IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会 第2回 マイナンバー等分科会 資料1 をもとに作成

本人確認の結果として「個人番号」が確定する

「特定個人情報」  
個人番号 + 個人情報

「特定個人情報ファイル」  
特定個人情報を集めたデータベース



# 特定個人情報と個人情報の区別



個人情報と特定個人情報は扱いが違う

特定個人情報には多くの制限



# 特定個人情報の制限

特定個人情報は個人情報の一種だが明確な区別が必要

提供の制限(19条)

収集・保管が制限(20条)

特定個人情報ファイルの作成の制限(28条)

目的外利用を生命・財産の保護や激甚災害などに限定  
(29条)



個人情報と特定個人情報を明確に区別し、  
必要な条例改正、制定を行う

# 特定個人情報の提供

「特定個人情報の提供をしてはならない」

# 特定個人情報の提供

## 別表第二 1~119

十 市町村長	費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長
もの	「情報」 という。）又は中国留学生等支援給付の支給に関する情報（以下「中国留学生等支援給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

あなたは

「個人番号関係事務実施者」



ですか？

書類提出

# 個人番号関係事務実施者



給与受給者である職員が、  
所得税法第194条第1項の規定に従って、  
扶養親族の個人番号を扶養控除等申告書に  
記載して、勤務先である地方公共団体等に提出  
することは**個人番号関係事務**に当たる。

# 特定個人情報の保護

## – 安全管理措置義務 –

## 特定個人情報の扱いの適正化、 保護措置は自治体の義務

**第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、  
個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正  
を確保するために必要な措置を講ずる**

# 特定個人情報の保護

個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化



特定個人情報等の範囲の明確化



事務取扱担当者の明確化



基本方針の策定



取扱規程等の見直し等

# **個人番号の利用制限 特定個人情報の提供制限**

# 個人番号利用制限、特定個人情報提供制限



個人情報とは違います

本人同意があっても  
提供してはいけません

情報提供ネットワークの利用にも注意が必要

委託先は  
情報提供ネットワークを  
使えません

# 個人番号利用制限、特定個人情報提供制限



情報提供等の記録はちゃんと保管してください

情報提供等の記録は  
7年保管です  
目的外利用は全面禁止

## 条例も必要になります

P32

地方公共団体等が保有する情報提供等の記録については、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

出典：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

# 条例の作成

# 条例を作らなければなりません



## 特定個人情報の扱いを条例で定める 開示、訂正、消去、 利用停止、提供停止

地方公共団体等が保有する特定個人情報の開示、訂正、利  
用の停止、消去及び提供の停止を実施するために…

## 特定個人情報の 目的外利用を禁止する

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する  
と認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利  
用し、又は提供することができる。
  - (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) 本人の同意を得ているとき。 …

# 条例を作らなければなりません

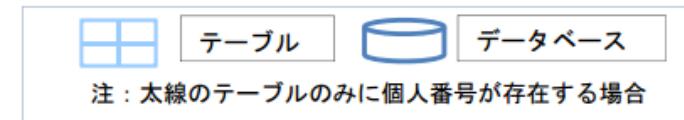


**庁内の複数事務間で  
特定個人情報をやり取り(移転)  
するには条例が必要**

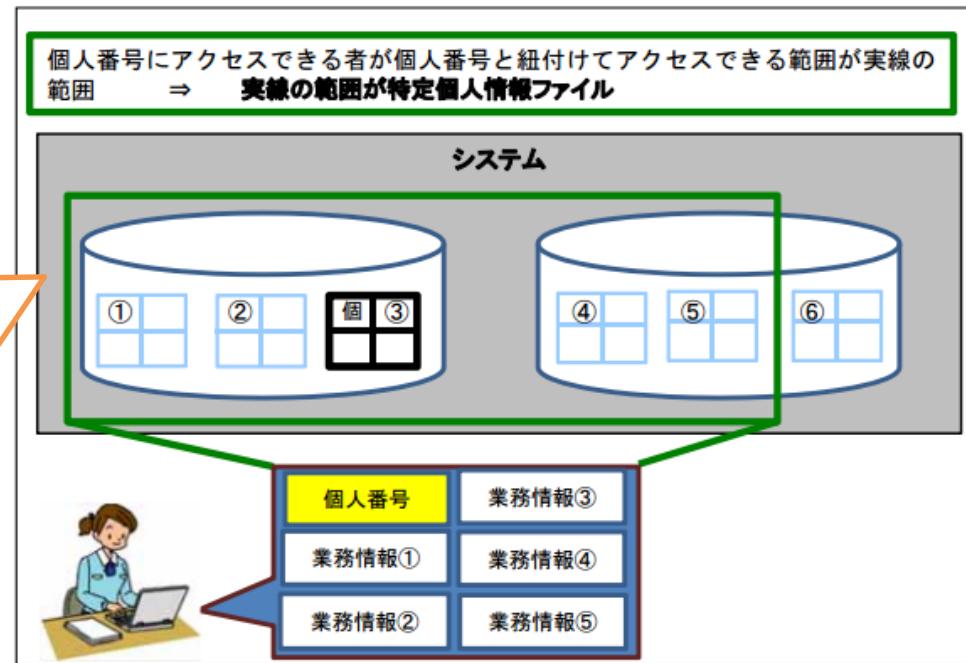
**地方公共団体等が保有する特定個人情報の開示、訂正、利  
用の停止、消去及び提供の停止を実施するために…**

# 特定個人情報ファイルの範囲

- 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味しており、これが特定個人情報ファイルとなる。



**【リンク関係】**  
個人番号を含む  
テーブルとリンク  
したテーブルは  
特定個人情報  
ファイル



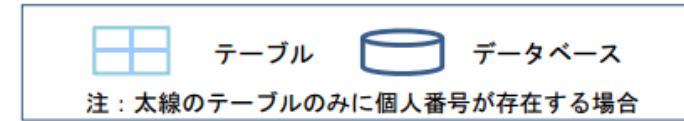
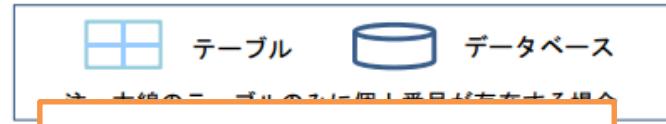
出典：「特定個人情報保護評価の概要」 平成26年9月 特定個人情報保護委員会事務局

# 特定個人情報ファイルの範囲



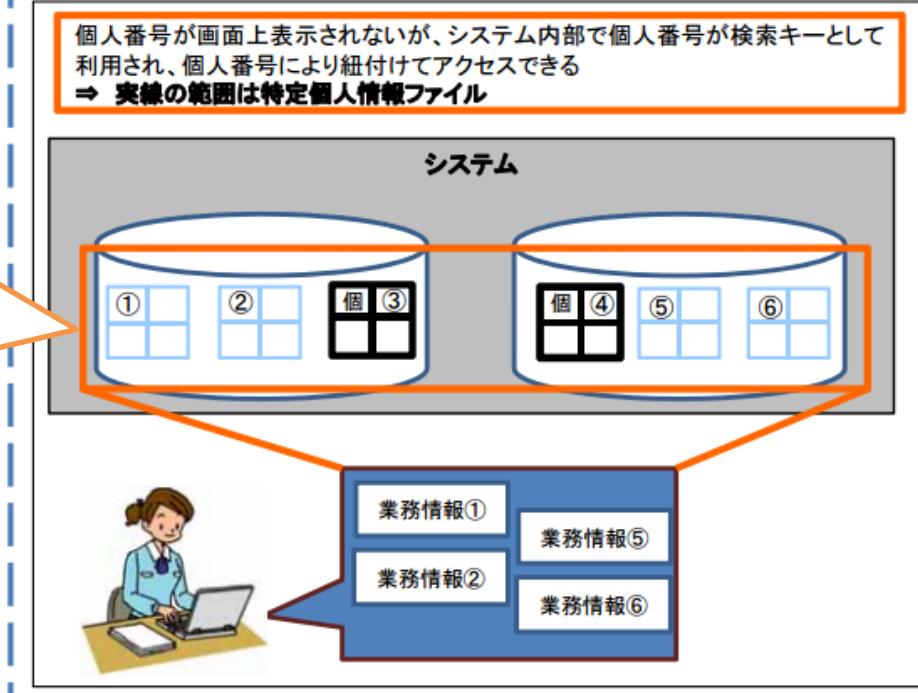
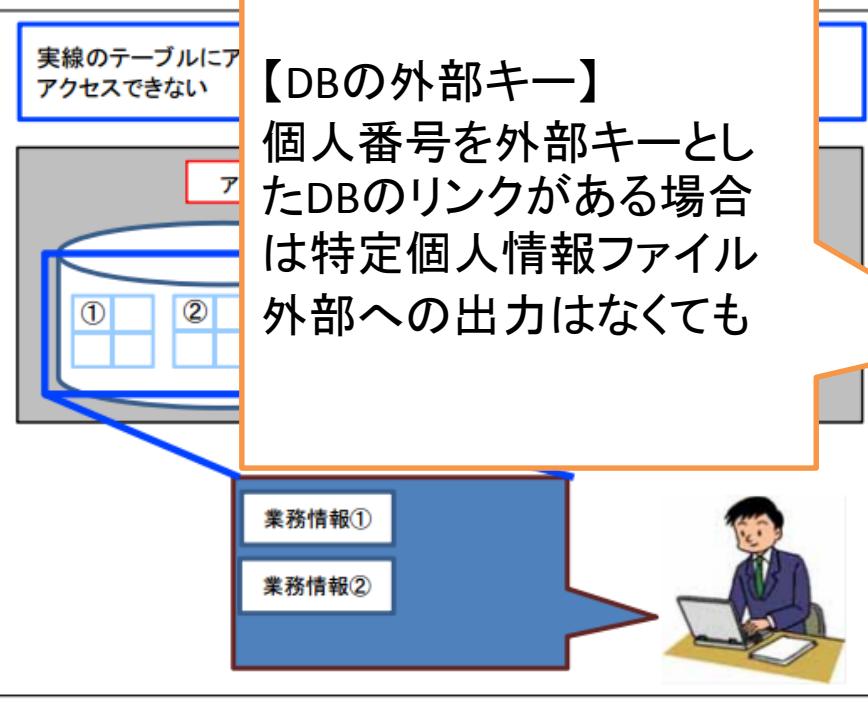
- アクセス制御等により、不正アクセスを行わない限り、個人番号を含むテーブルにアクセスできない場合は、原則、特定個人情報ファイルに該当しない。

- 個人番号が画面上表示されない場合であっても、システム上で個人番号にアクセスし、システム内部で検索キーとして個人番号を利用する場合などは、特定個人情報ファイルに該当する。



## 【DBの外部キー】

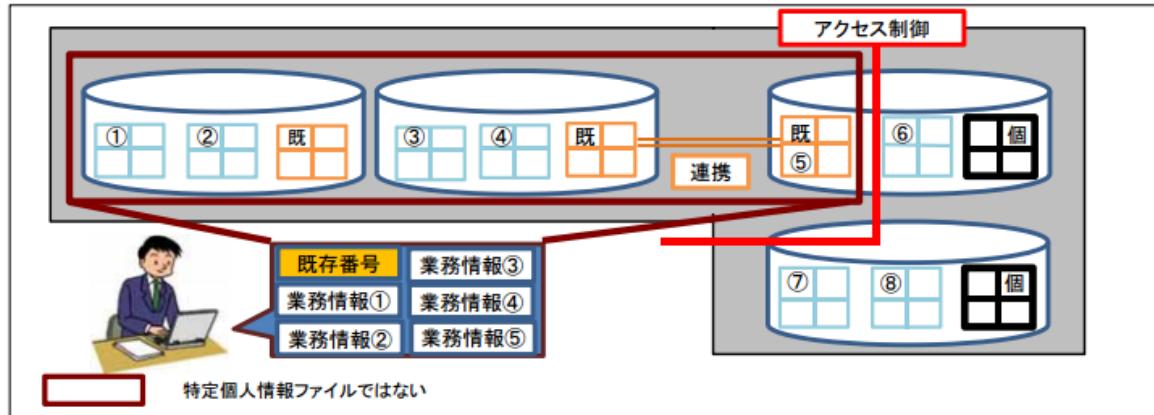
個人番号を外部キーとしたDBのリンクがある場合は特定個人情報ファイル外部への出力はなくとも



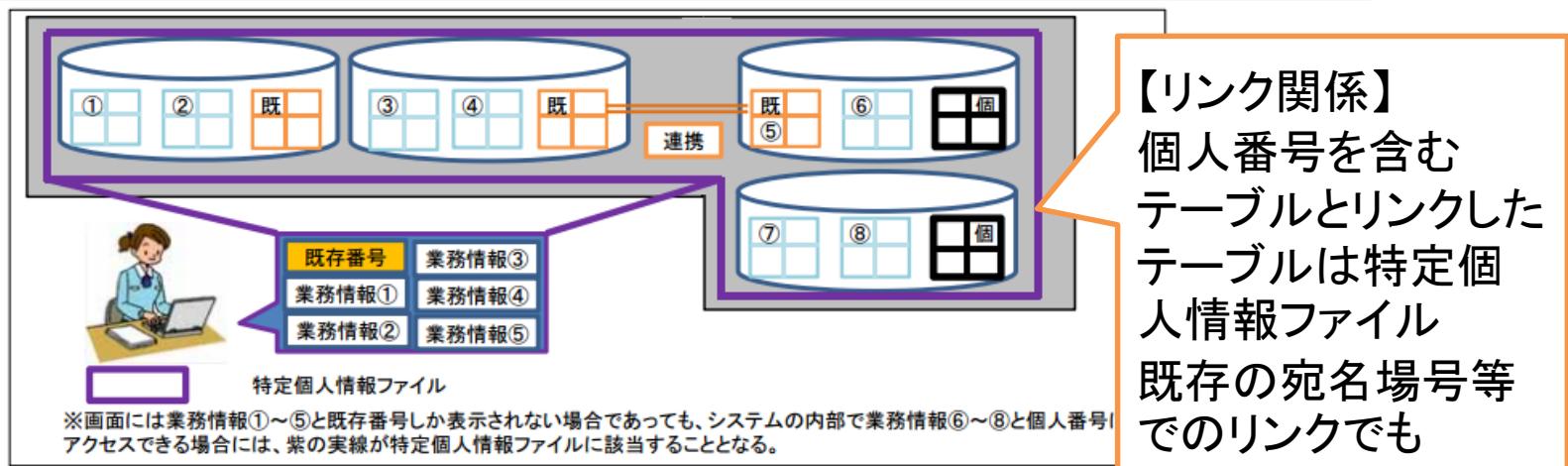
出典:「特定個人情報保護評価の概要」平成26年9月 特定個人情報保護委員会事務局

# 特定個人情報ファイルの範囲

- 既存番号で連携している場合であって、アクセス制御等により個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報のみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報ファイルには該当しない。



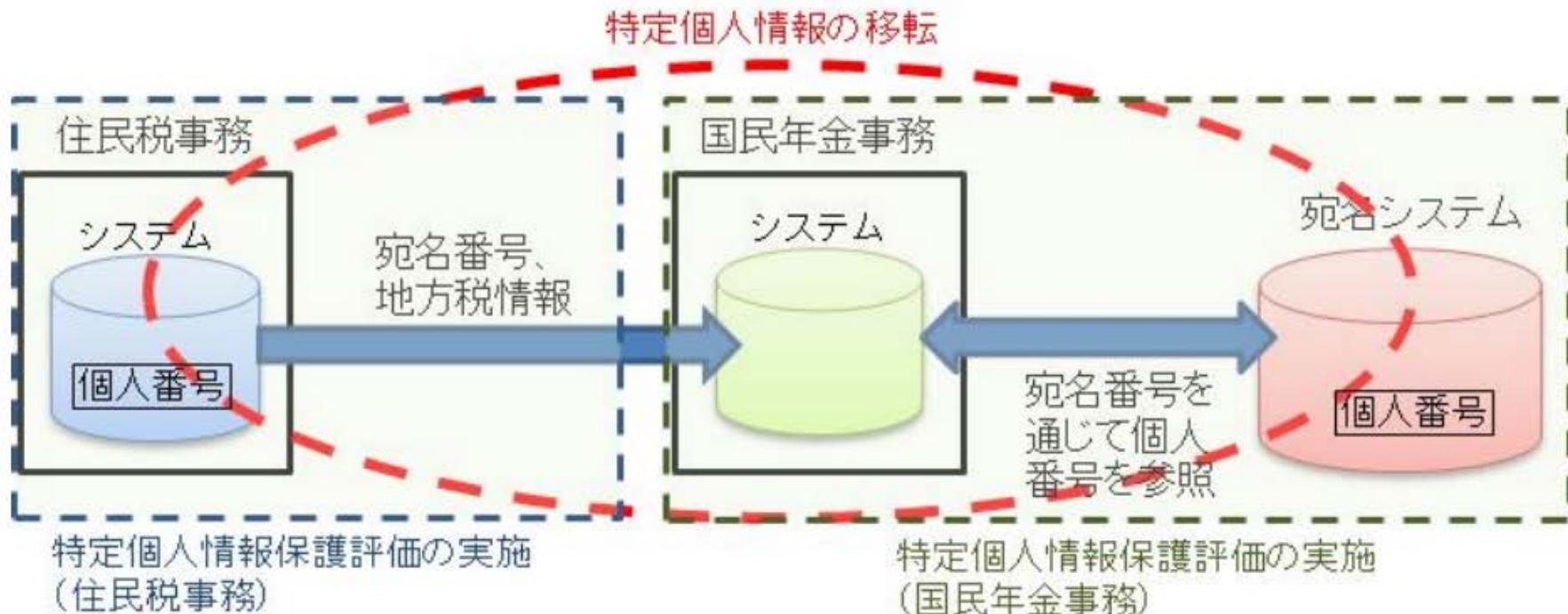
- 既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御がされておらず、個人番号そのものにアクセスできる場合は、特定個人情報ファイルに該当する。



出典：「特定個人情報保護評価の概要」平成26年9月 特定個人情報保護委員会事務局

# 特定個人情報の移転

これも「移転」になります



出典: 「特定個人情報保護評価指針の解説」 平成26年11月 特定個人情報保護委員会

# 条例を作らなければなりません



**適正な取扱い確保**

**開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止**

**目的外利用禁止**

**複数事務間の特定個人情報移転**

## 「個人情報保護条例を改正」

条例を作らなければなりません

番号の利用開始は来年の一月です

今年の九月議会で  
条例を作ってください

# 委託先の監督

# 委託先を監督しなければなりません

委託を受けた者に対する必要かつ  
適切な監督を行わなければならぬ

利用開始(委託開始)ではなく、  
委託先選定開始までに  
組織や手順の整理必要

# 個人番号の管理

安全に管理することはもちろんですが、

**保存期間を経過したら  
破棄しなければなりません**

# 参考

# 個人番号の利用

「個人番号」は別表1の範囲で利用が許されている

## 第九条

**別表1に掲げる事務処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索、管理するのに必要な限度で「個人番号」を利用することができる。(第一項)**

**福祉、保健・医療、地方税、防災に関する事務であって、条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、「個人番号」を利用することができる。(第二項)**



**別表1 + 独自の条例 = 「個人番号利用事務」**

# 特定個人情報の制限

**第二十条** 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を**収集し、又は保管してはならない。**

**第二十八条** 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、**個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。**

**第二十九条** …個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報(中略)に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号並びに第二十三条の規定は適用しないものとし…

# 特定個人情報の制限

**第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、  
特定個人情報の提供をしてはならない。**

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
  - 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき(第十号に規定する場合を除く。)。
- ...
- 七 別表第二の第一欄に掲げる者が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- ...

# 特定個人情報の保護

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、**個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。**

**第十二条** 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)は、**個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。**

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

**第三十一条** **地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者(特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。)が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。**

# 個人番号利用制限、特定個人情報提供制限



P30

また、情報提供ネットワークシステムを使用することができるのは、行政機関の長等に限られる。したがって、行政機関等及び地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、同法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできない。

出典：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

# 条例を作らなければなりません

P8

## (2) 番号法と個人情報保護条例との関係

一般に、法律は条例に優先して適用されることから、**特定個人情報に関する番号法の特例規定は、個人情報保護条例の規定に優先して適用される。**一方、特定個人情報に関して番号法に特段の規定がない事項については、個人情報保護条例の規定が適用される。

また、番号法により行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の規定を読み替えて適用することとされている部分があること等を踏まえ、番号法第31条においては、地方公共団体等が保有する特定個人情報の**適正な取扱いを確保**し、また、地方公共団体等が保有する特定個人情報の**開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止**を実施するために、必要な措置を講ずるものとしている。

したがって、**地方公共団体においては、これらに対応するため、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。**

出典：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

# 条例を作らなければなりません

P9

## ア 特定個人情報の利用制限

…、**本来の利用目的以外の目的**で例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている。

**地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。**

P16

## B 利用目的以外の目的のための個人番号の利用禁止

特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用してはならないと定めている。したがって、個人番号についても利用目的以外の目的のために利用してはならない。

**地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。**

出典：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

# 条例を作らなければなりません

P15

A 個人番号を利用することができる事務の範囲

a 個人番号利用事務(番号法第9条第1項及び第2項)

...

複数の事務間で特定個人情報を移転し、その検索、管理を行うために個人番号を利用する場合が想定される。このような場合には、同一機関内であっても複数事務間で特定個人情報の移転を行うこととなることから、同法第9条第2項に基づく条例を定める必要があると解されている。

出典:特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)

# 個人番号の管理

P34

- \* 扶養控除等申告書は、所得税法施行規則第76条の3により、当該申告書の提出期限(毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日まで)の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存することとなっていることから、当該期間を経過した場合には、当該申告書に記載された個人番号を保管しておく必要はなく、番号法上、原則として、個人番号が記載された扶養控除等申告書をできるだけ速やかに廃棄しなければならない。そのため、個人番号が記載された扶養控除等申告書等の書類については、保存期間経過後における廃棄を前提とした保管体制をとることが望ましい。
- \* 地方公共団体が保有する個人番号が記載された文書については、各地方公共団体が定める文書管理に関する規程等に基づき、保存期間満了日まで保存することとなっているが、当該期間を経過した場合には、番号法上、原則として、個人番号が記載された文書をできるだけ速やかに廃棄しなければならない。

出典：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

# 委託先を監督しなければなりません

P19

## B 必要かつ適切な監督

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。

...

具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。

出典：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

# アクセス制御

P58

- \* アクセス制御を行う方法としては、次に掲げるものが挙げられる
  - ・個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定
  - ・特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム等を、アクセス制御により限定
  - ・ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定
- ・特定個人情報ファイルへのアクセス権を付与すべき者を最小化
- ・アクセス権を有する者に付与する権限を最小化
- ・情報システムの管理者権限を有するユーザーであっても、情報システムの管理上特定個人情報ファイルの内容を知らなくてもよいのであれば、特定個人情報ファイルへ直接アクセスできないようにアクセス制御
- ・特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムに導入したアクセス制御機能の脆弱性等を検証

出典：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

